

労働組合資格審査決定書

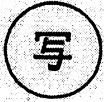
所在地 大阪府東大阪市小若江三丁目4番1号

労働組合名 近畿大学教職員組合

代表者役職氏名 執行委員長 阪本 洋三

不当労働行為救済申立て（平成29年（不）第29号）のため令和元年9月13日付けで申請のあった労働組合資格審査について、当委員会は、同2年4月8日の公益委員会議において、会長公益委員宮崎裕二、公益委員林功、同大江博子、同尾川雅清、同春日秀文、同北山保美、同桐山孝信、同小林正啓、同三阪佳弘、同水鳥能伸及び同矢倉昌子が提出された規約その他の証拠に基づき審査の結果、上記労働組合は、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するものと認める。

大阪府労働委員会
会長 宮崎 裕二 印



命 令 書

大阪府東大阪市小若江三丁目4番1号
申立人 近畿大学教職員組合
代表者 執行委員長 阪本洋三

大阪府東大阪市小若江三丁目4番1号
被申立人 学校法人近畿大学
代表者 理事長 世耕弘成

上記当事者間の平成29年(不)第29号事件について、当委員会は、令和2年4月8日、同月22日及び同年5月13日の公益委員会議において、会長公益委員宮崎裕二、公益委員林功、同大江博子、同尾川雅清、同春日秀文、同北山保美、同桐山孝信、同小林正啓、同三阪佳弘、同水鳥能伸及び同矢倉昌子が合議を行った結果、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人の以下の団体交渉申入れについて、速やかに団体交渉に応じなければならない。
 - (1) 平成28年7月14日付け団体交渉要求書のうち、申立人組合員■■■■■■の実験器具等の保管場所の使用に係る申入れ
 - (2) 平成28年12月7日付け及び同月22日付け団体交渉要求書のうち、申立人組合員の経歴年数換算表の写しの交付に係る申入れ
 - (3) 平成28年12月19日付け団体交渉要求書のうち、申立人組合員■■■■■■の平成27年度教員業績評価の理由の説明及び評価の訂正並びに同組合員の配置転換に係る申入れ
- 2 被申立人は、申立人が平成29年4月10日付け団体交渉要求書及び同年5月24日付け団体交渉要求書で申し入れた、労働者過半数代表者の選出方法についての要求に係る団体交渉に、資料を示して説明するなどして、誠実に応じなければならない。
- 3 被申立人は、申立人に対し、奈良キャンパス内に組合事務所を速やかに貸与しなければならない。なお、貸与する場所等具体的条件については当事者間で協議して決定するものとする。
- 4 被申立人は、申立人に対し、複数の組合掲示板の設置を速やかに認めなければならない

ない。なお、設置する場所等具体的条件については当事者間で協議して決定するものとする。

5 被申立人は、申立人に対し、下記文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

近畿大学教職員組合

執行委員長 阪本洋三様

学校法人近畿大学

理事長 世耕弘成

当法人が行った下記の行為は、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このようなことを繰り返さないようにいたします。

記

(1) 貴組合の以下の団体交渉申入れについて、団体交渉に応じなかったこと（2号及び3号該当）

ア 平成28年7月14日付け団体交渉要求書のうち、貴組合員■■■■氏の実験器具等の保管場所の使用に係る申入れ

イ 平成28年12月7日付け及び同月22日付け団体交渉要求書のうち、貴組合員の経歴年数換算表の写しの交付に係る申入れ

ウ 平成28年12月19日付け団体交渉要求書のうち、貴組合員■■■■氏の平成27年度教員業績評価の理由の説明及び評価の訂正並びに同氏の配置転換に係る申入れ

(2) 貴組合が平成29年4月10日付け団体交渉要求書及び同年5月24日付け団体交渉要求書で申し入れた、労働者過半数代表者の選出方法についての要求に係る団体交渉に、誠実に応じなかったこと（2号及び3号該当）

(3) 貴組合に対し、奈良キャンパス内に組合事務所を貸与しなかったこと（3号該当）

(4) 貴組合に対し、複数の組合掲示板の設置を認めなかったこと（3号該当）

(5) 貴組合の組合員を含む教職員に対し、貴組合との団体交渉を行うことなく、平成28年7月29日に入試手当を支給したこと（3号該当）

6 申立人のその余の申立てを棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 請求する救済内容の要旨

1 誠実団体交渉応諾